

広島市の附置義務条例(駐輪場・駐車場)を 平成29年7月3日に改正しました。

「広島市自転車等の放置の防止に関する条例」(以下、「駐輪場附置義務条例」という。)及び「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」(以下、「駐車場附置義務条例」という。)では、一定規模を超える建築物の新築、増築などの際に、駐輪場・駐車場の設置を義務付けております。

この度、駐輪場・駐車場附置義務条例の一部を改正する条例を、平成29年7月3日に施行しました。

この改正により、平成29年7月3日(規制の強化等の一部の規定については平成30年1月1日)以降に工事着手するものは、新しい基準が適用されますので御注意をお願いします。

平成29年7月
広島市

主な改正内容

1 「駐輪場」の附置義務対象に事務所を追加

通勤目的によるものが多いという放置自転車の状況を踏まえ、事務所を新たに附置義務の対象に追加します。このことにより、目的地のすぐそばに利用しやすい駐輪場が整備される等、駐輪場の分散配置を図ることができます。

対象施設規模は店舗等面積が2,000㎡を超えるものとし、設置基準は店舗等面積100㎡ごとに1台の駐輪場の整備が義務付けられます。

施行日：平成30年1月1日

2 新たな「駐輪場」の整備促進策(駐車場から駐輪場への整備誘導の促進)

より多くの駐輪場を整備するため、駐輪場及び駐車場の附置義務がかかる建築物の設置者が、駐輪場附置義務台数を超える「駐輪区画」を設ける場合、「駐車場」の附置義務台数を低減できるものとします。

施行日：平成30年1月1日

3 「駐車場」における事務所の附置義務基準を緩和

駐車場整備の進展により駐車場不足が概ね解消されてきていることや、事務所において駐車需要と附置義務基準の間に乖離が生じてきているという利用状況を踏まえ、事務所の附置義務基準を緩和(「対象面積150㎡ごとに1台」を「対象面積250㎡ごとに1台」に緩和)しました。

上記1の事務所における駐輪場附置義務の強化と、駐車場附置義務の緩和を併せて行うことにより、建築物設置者の負担を軽減できると考えています。

施行日：平成29年7月3日

4 隔地駐車場の距離制限を緩和

隔地駐車場(建築物敷地内に駐車場を設けることができない場合の取り扱い)を設けることができる敷地からの距離を、現行の200m以内から300m以内に見直しました。

施行日：平成29年7月3日

駐輪場附置義務条例(広島市自転車等の放置の防止に関する条例)の概要

(1) 適用地区

都市計画法第8条第1項第1号に規定する「近隣商業地域」又は「商業地域」

(2) 対象建築物

下表の「施設の用途」に掲げる施設で、同表「施設の規模」の新築又は増築をする建築物

施設の用途	施設の規模
① 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗	店舗等面積が400㎡を超えるもの
② 銀行その他の金融機関	店舗等面積が500㎡を超えるもの
③ 遊技場	店舗等面積が300㎡を超えるもの
④ 専修学校又は各種学校	店舗等面積が400㎡を超えるもの
⑤ 事務所	店舗等面積が2,000㎡を超えるもの

- 混合用途施設(2以上の用途に供する施設)については、施設の用途ごとに附置義務台数の基準により算定した台数の合計が20台以上である場合に適用となります。
- 「⑤ 事務所」は平成30年1月1日以降に着工する建築物が対象です。
- 条例の施行日※1前に建築された施設の増築の場合は、店舗等面積の増築部分が上表の施設の規模である場合に対象となります。

※1 条例の施行日：昭和61年7月1日(事務所以外の用途(小売店舗、銀行等))
平成30年1月1日(事務所)

- 施設の用途の範囲は、次のとおりです。

① 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗

小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための施設(大規模小売店舗立地法第2条第1項の定義に準じる)

② 銀行その他の金融機関

銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び無尽会社の施設(預貯金若しくは定期積立金の受入れ、資金の貸付け、金銭以外の財産の給付、手形の割引又は為替取引を行うものに限る。)

③ 遊技場

まあじゃん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターその他これらに類する施設

④ 専修学校又は各種学校

学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の施設

- 店舗等面積とは、以下の部分をいいます。
 - ① 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗
売場、売場間の通路、ショーウインド、ショールーム、承り所、物品加工修理場及び市長がこれらに類すると認める部分
(参考：「大規模小売店舗立地法の解説 第四版」経済産業省)
 - ② 銀行その他の金融機関
営業室、応接室、ロビー、ショーウインド及び市長がこれらに類すると認める部分
 - ③ 遊技場
遊技室、景品交換所及び市長がこれらに類すると認める部分
 - ④ 専修学校又は各種学校
教室及び市長がこれに類すると認める部分
 - ⑤ 事務所
事務室及び市長がこれに類すると認める部分(会議室、役員室等を含む)

(3) 駐輪場附置義務台数の基準

施設の用途	施設の規模
① 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗	店舗等面積 20㎡ごとに 1 台
② 銀行その他の金融機関	店舗等面積 25㎡ごとに 1 台
③ 遊技場	店舗等面積 15㎡ごとに 1 台
④ 専修学校又は各種学校	店舗等面積 20㎡ごとに 1 台
⑤ 事務所	店舗等面積 100㎡ごとに 1 台

附置義務駐輪場は、建築物の敷地内だけでなく、敷地からおおむね 50 m 以内の場所に設置することも可能です。

(4) 駐輪場附置義務台数の算定方法(小数点以下、切り捨て)

- ① 新築又は条例の施行日※1以後に建築された施設の増築の場合
用途が一つの施設： 店舗等面積 ÷ 附置義務台数の基準
混合用途施設： 用途ごとに(店舗等面積 ÷ 附置義務台数の基準)を計算し、
合計した台数
- ② 条例の施行日※1前に建築された施設の増築の場合
用途が一つの施設： 店舗等面積の増築部分 ÷ 附置義務台数の基準
混合用途施設： 用途ごとに(店舗等面積の増築部分 ÷ 附置義務台数の基準)を計算し、
合計した台数

※1 条例の施行日： 昭和 61 年 7 月 1 日 (事務所以外の用途(小売店舗、銀行等))
平成 30 年 1 月 1 日 (事務所)

(5) 緩和措置(店舗等面積が5,000㎡を超える場合)

① 用途が一つの施設の場合

$$\text{附置義務台数} = \{5,000\text{㎡} \div \text{附置義務台数の基準}\} \\ + \{(\text{店舗等面積} - 5,000\text{㎡}) \div \text{附置義務台数の基準} \div 2\}$$

② 混合用途施設の場合

施設の店舗等面積が5,000㎡を超える場合については、

$$(a) = (\text{店舗等面積の合計} - 5,000\text{㎡}) \div \text{店舗等面積の合計}$$

$$(b) = \text{用途ごとの店舗等面積} \times (a)$$

$$(c) = \{ \text{用途ごとの店舗等面積} - (b) \} \div \text{用途ごとの附置義務台数の基準}$$

$$(d) = (b) \div \text{用途ごとの附置義務台数の基準} \div 2$$

$$(e) = (c) + (d) \quad \dots\dots \text{附置義務台数}$$

(6) 敷地が近隣商業地域又は商業地域の内外にわたる場合

敷地が近隣商業地域又は商業地域の内外にわたる場合は、近隣商業地域又は商業地域に存する建築物の部分が対象となります。

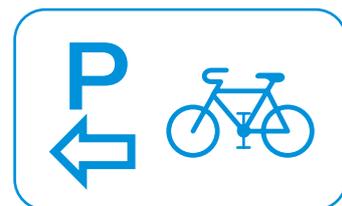
(7) 附置義務駐輪場の駐輪区画の大きさ

駐輪区画の種類	駐輪区画の大きさ
自転車	0.5 m × 2.0 m以上
原動機付自転車	0.8 m × 2.0 m以上
自動二輪車	1.0 m × 2.3 m以上

駐輪ラック等を設置する場合、市長が安全上支障がないと認めたものについては、その機器の規格とすることができます。

(8) 附置義務駐輪場の表示板の設置

附置義務駐輪場の所有者又は管理者は、その駐輪場の入口付近の見やすい場所に、そこが駐輪場である旨を記載した表示板を設置しなければなりません。



表示の例

(9) 駐輪場附置義務条例に関するお問い合わせ先

各区役所(農林)建設部 維持管理課(各区役所の電話番号はP15参照)

駐車場附置義務条例(建築物における駐車施設の附置等に関する条例)の概要

(1) 適用地区

- ① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
- ② 周辺地区(市街化区域のうち、上記①及び第一種・第二種低層住居専用地域を除く区域)
計画敷地が、①と②若しくはその他の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなします。

(2) 対象建築物

次の規模の新築、増築又は用途変更※1 をする建築物

※1 用途変更は、大規模の修繕又は大規模の模様替を併せて行う場合が対象

- ① 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域
特定用途の対象面積※2 と非特定用途の対象面積※2 × ¾の合計が1,500㎡を超えるもの
- ② 周辺地区
特定用途の対象面積※2 が2,000㎡を超えるもの

※2 対象面積：全体延べ面積からその内に含まれる駐車・駐輪施設の床面積を除いた面積

(3) 駐車場附置義務台数の基準

用 途		附置義務台数の基準	
		駐車場整備地区、 商業地域、近隣商業地域	周辺地区
特定用途	① 百貨店その他の店舗	150㎡ごとに1台	250㎡ごとに1台
	② 事務所、その他の特定用途※1	250㎡ごとに1台	
非特定用途	③ 非特定用途※2	450㎡ごとに1台	—

※1 その他の特定用途とは、以下の用途が該当

劇場、映画館、演芸場、観覧場注1、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院注2、卸売市場、倉庫、工場

注1 屋外観覧席の部分も含む。

注2 医療法に定める病院、診療所などの施設

※2 非特定用途とは、特定用途以外の用途をいい、以下の用途が該当

共同住宅、神社、仏閣、各種学校注3、介護保健施設、児童福祉施設など

注3 学校教育法第1条に基づく小、中、高等学校、義務教育学校、中等教育学校は対象外

附置義務駐車場は、建築物の敷地内に設けることが原則ですが、敷地内に駐車場を設けることが著しく困難又は不相当と認められた場合は、敷地からおおむね300m以内の場所に駐車場を設けることができます。

(4) 駐車場附置義務台数の算定方法(小数点以下、切り上げ)

① 新築する場合

P 6(3) ①～③の用途ごとに(対象面積÷附置義務台数の基準)を計算し、合計した台数

② 平成5年4月1日以後に建築されたものを、増築又は用途変更する場合

変更後の建築物をすべて新築したものとみなし算定する。(算定方法は①と同様)

③ 平成5年3月31日以前に建築されたものを、増築又は用途変更する場合

附置義務台数=平成5年3月31日以前の附置義務台数^{※1}+同年4月1日以後の附置義務台数^{※2}
 ※1 平成5年3月31日時点の状態における台数を当時の基準によって算定(P 9参照)
 ※2 (最終時点を上記①と仮定して算定)-(平成5年3月31日時点を上記①と仮定して算定)

(5) 附置義務駐車場の駐車区画の大きさ・設置割合

附置義務駐車場は、敷地内に以下のとおり設置しなければなりません。

駐車区画の大きさ	設置割合
① 2.5m×6.0m以上(普通自動車用)	附置義務台数のうち30%(小数点以下は切り上げ)
② 3.5m×6.0m以上(車椅子利用者用)	特定用途を有する建築物の場合は、①のうち最低1台設置
③ 2.3m×5.0m以上(小型自動車用)	残りの台数(附置義務台数-①)

駐車場法施行令第15条の規定により国土交通大臣が認めた^{※1}特殊な装置を用いる駐車施設(機械式駐車装置)で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと認められる場合は、駐車区画の大きさの規定は適用しません。

※1 平成27年1月1日以降の認定で有効期限を過ぎていないもの

(6) 緩和措置

- ① 対象面積が6,000㎡未満の建築物
- ② 事務用途部分の対象面積が10,000㎡を超える建築物
- ③ 新たな「駐輪場」の整備促進策による緩和

緩和の計算式及び内容は、①②は駐車施設設置(変更)届出書の2枚目、③は次頁参照

(7) 敷地が駐車場整備地区、商業地域等の2以上にわたる場合

敷地が、駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に建築物があるものとみなします。

(8) 駐車場附置義務条例に関するお問い合わせ先

道路交通局 自転車都市づくり推進課 082-504-2349

新たな「駐輪場」の整備促進策(駐車場から駐輪場への整備誘導の促進)

<平成30年1月1日に追加される新たな緩和措置>

(1) 対象建築物

駐輪場附置義務条例によって、駐輪場の附置義務が課せられる施設(P 3 (2)参照)

(2) 緩和内容

駐輪場附置義務台数を超える駐輪区画を5台分設ける場合、駐車場附置義務台数※1を1台低減することができます。

※1 P 7 (6)①②の緩和の規定が適用される場合は、適用後の台数

(3) 緩和上限

駐車場附置義務台数の10分の1

(算定例1) 延べ面積6,200㎡、店舗等面積4,050㎡の小売店舗の場合

駐車場附置義務台数 $6,200 \div 150 = 41.3 \Rightarrow 42$ (台) (切り上げ)

駐輪場附置義務台数 $4,050 \div 20 = 202.5 \Rightarrow 202$ (台) (切り捨て)

緩和上限 $42 \times 1/10 = 4.2 \Rightarrow 4$ (台) (四捨五入)

駐輪場を $(202 + 4 \times 5 =)$ 222台分設けた場合、

附置しなければならない駐車場を $(42 - 4 =)$ 38台に減らすことができます。

(算定例2) 延べ面積9,600㎡、店舗等面積7,150㎡の事務所の場合

駐車場附置義務台数 $9,600 \div 250 = 38.4 \Rightarrow 39$ (台) (切り上げ)

駐輪場附置義務台数 $7,150 \div 100 = 71.5 \Rightarrow 71$ (台) (切り捨て)

緩和上限 $39 \times 1/10 = 3.9 \Rightarrow 4$ (台) (四捨五入)

駐輪場を $(71 + 4 \times 5 =)$ 91台分設けた場合、

附置しなければならない駐車場を $(39 - 4 =)$ 35台に減らすことができます。

(4) 手続

- ① 附置義務を超える駐輪場の整備を明示した「自転車等駐車場設置(変更)届出書」を提出
(提出先：各区役所(農林)建設部 維持管理課)
- ② 担当課の確認後、「自転車等駐車場設置(変更)届出書」の副本を受領
- ③ ②の副本の写しを、「駐車施設設置(変更)届出書」に添付して提出
(提出先：道路交通局 自転車都市づくり推進課)

＜昭和43年4月1日から平成5年3月31日までに工事着手した既存建築物の基準＞

(1) 適用地区※

- ① 駐車場整備地区
 - ② 周辺地区(駐車場整備地区外周の概ね1,200m以内の地区)
- ※ 特定の範囲です。詳しくは自転車都市づくり推進課 担当へお尋ねください。

(2) 対象建築物

- ① 駐車場整備地区
 - ・ 特定用途の対象面積が2,000㎡(下限値)を超える建築物
 - ・ 非特定用途の対象面積が3,000㎡(下限値)を超える建築物

駐車場整備地区の混合用途(特定用途と非特定用途が複合しているもの)の場合は、(特定用途の対象面積+非特定用途の対象面積× $\frac{2}{3}$)を対象面積とし、特定用途の基準を適用します。
- ② 周辺地区

特定用途の対象面積が3,000㎡(下限値)を超える建築物

(3) 駐車場附置義務台数の基準

用 途	附置義務台数の基準	
	駐車場整備地区	周辺地区
① 特定用途	300㎡ごとに1台	450㎡ごとに1台
② 非特定用途	450㎡ごとに1台	—

(4) 駐車場附置義務台数の算定方法

$$\text{(対象面積 - 上記(2)の下限値)} \div \text{上記(3)の附置義務台数の基準}$$

(5) 附置義務駐車場の駐車区画の大きさ

$$2.5\text{m} \times 6.0\text{m以上(普通自動車用)}※$$

※ 特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと認められる場合は適用しません。

○広島市自転車等の放置の防止に関する条例(抄)

制定：昭和60年12月20日 条例第98号

第1章 総則

第1条～第7条 (略)

(施設を設置者の責務)

第8条 官公署、学校、図書館等公益的施設を設置者及び百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗、銀行その他の金融機関、遊技場、事務所等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めなければならない。

2 前項及び別表(ア)欄の百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗、銀行その他の金融機関及び遊技場の範囲は、規則で定める。

第9条～第13条 (略)

第3章 自転車等駐車場の設置

(自転車等駐車場の設置)

第14条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域又は商業地域(以下「商業等地域」という。)内において、別表(ア)欄の用途に供する施設で同表(イ)欄の規模のものを新築しようとする者は、同表(ウ)欄の基準により算定した規模以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地からおおむね50メートル以内の場所に設置しなければならない。

2 前項の場合において、新築しようとする施設(別表(ア)欄の用途に供する部分に限る。)の店舗等の面積(以下「店舗等面積」という。)が5,000平方メートルを超えるときは、5,000平方メートルについて同表(ウ)欄の基準により算定した規模に、店舗等面積から5,000平方メートルを減じた面積について同欄の基準により算定した規模に2分の1を乗じて得た規模を加算した規模を、同欄の基準により算定した自転車等駐車場の規模とする。

(混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第15条 商業等地域内における別表(ア)欄の用途(事務所にあつては、規則で定めるものを除く。)の2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、同欄の用途ごとに同表(ウ)欄の基準により算定した規模の合計が20台以上である場合に、その合計した規模を同欄の基準により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

2 前項の場合において、新築しようとする施設(別表(ア)欄の用途に供する部分に限る。)の店舗等面積の合計(以下「合計面積」という。)が5,000平方メートルを超えるときの前条第2項の規定の適用については、同項中「5,000平方メートルについて」とあるのは「次条第2項に規定する合計面積から5,000平方メートルを減じた面積が当該合計面積に占める割合に同欄の各用途に供する施設の店舗等面積を乗じて得た面積を当該各用途に供する施設の店舗等面積から減じた面積について」と、「店舗等面積から5,000平方メートルを減じた面積」とあるのは「当該乗じて得た面積」とする。

(端数計算)

第16条 前2条の規定により算定した自転車等駐車場の規模に1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(施設を増築する場合の自転車等駐車場の規模)

第17条 商業等地域内において、次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち、この条例の施行の日前に建築された部分(この条例の施行の日以後、新たに商業等地域となつた場合において、商業等地域となつた日前に建築された部分を含む。)を除く。以下同じ。)をすべて新築したものとみなして前3条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地からおおむね50メートル以内の場所に設置しなければならない。

(1) 別表(ア)欄の用途に供する施設についての増築又は同欄の用途に供する施設となる増築で、当該増築後の施設が同表(イ)欄の規模となるもの

(2) 混合用途施設についての増築又は混合用途施設となる増築で、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして別表(ア)欄の用途ごとに同表(ウ)欄の基準により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上であるもの

(敷地が商業等地域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置)

第18条 施設の敷地が商業等地域と商業等地域に指定されていない区域にわたる場合においては、当該施設のうち当該商業等地域に指定されていない区域に存する部分を存しないものとみなす。

(自転車等駐車場の構造、設備等)

第19条 第14条、第15条又は第17条の規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項の自転車等駐車場の自転車等1台当たりの駐車区画の規模は、規則で定める。

(自転車等駐車場の設置の届出)

第20条 第14条、第15条又は第17条の規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、次の事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 施設の用途及び店舗等面積

(3) 自転車等駐車場の位置及び規模

(4) 自転車等駐車場の構造及び設備

(5) その他規則で定める事項

2 前項の届出に際しては、自転車等駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(適用除外)

第21条 この条例の施行の日以後、新たに商業等地域となつた場合において、商業等地域となつた日から起算して6か月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第14条、第15条及び第17条の規定は適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第22条 第14条、第15条又は第17条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するよう管理しなければならない。

(立入検査等)

第23条 市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第24条 市長は、第14条、第15条、第17条、第19条第1項又は第22条の規定に違反した者に対して、期限を定めて自転車等駐車場の設置、原状回復その他是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により措置を命じようとするときは、同項に規定する者に対して、その命じようとする措置を記載した措置命令書により行うものとする。

第25条～第30条 (略)

第6章 罰則

第31条 第24条第1項の規定に基づく市長の命令に従わなかつた者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第23条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第20条第1項の規定に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

別表(第8条、第14条、第15条、第17条関係)

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模の基準
百貨店、スーパーマーケット その他の小売店舗	店舗等面積が400平方メートルを超えるもの	店舗等面積20平方メートルごとに1台
銀行その他の金融機関	店舗等面積が500平方メートルを超えるもの	店舗等面積25平方メートルごとに1台
遊技場	店舗等面積が300平方メートルを超えるもの	店舗等面積15平方メートルごとに1台
事務所	店舗等面積が2,000平方メートルを超えるもの	店舗等面積100平方メートルごとに1台
規則で定める施設	店舗等面積が規則で定める面積を超えるもの	店舗等面積が規則で定める面積ごとに1台

備考 店舗等面積の算定方法は、規則で定める。

○広島市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則(抄) 制定：昭和61年3月20日 規則第11号

第1条 (略)

(施設の利用の範囲)

第2条 条例第8条第1項及び別表(ア)欄の百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗、銀行その他の金融機関及び遊技場の範囲は、次に掲げる施設(事務所の用途に供する部分を除く。)とする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗 小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための施設
- (2) 銀行その他の金融機関 銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び無尽会社の施設(預貯金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け、金銭以外の財産の給付、手形の割引又は為替取引を行うためのものに限る。)
- (3) 遊技場 まあじやん屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターその他これらに類する施設

第3条～第8条 (略)

(自転車等駐車場の設置の届出)

第9条 条例第20条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の位置
 - (2) 施設の新築又は増築の工事の着手及び完了の予定年月日
 - (3) 施設の新築又は増築をしようとする者が他人の土地、建物又は工作物(以下「土地等」という。)の所有権(土地にあつては、地上権を含む。以下同じ。)を取得し、又は土地等を借り上げて自転車等駐車場を設置しようとする場合にあつては、当該土地等の所有者、貸主又は賃貸人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 条例第20条第2項に規定する規則で定める図書は、次のとおりとする。
- (1) 施設の位置図、配置図及び平面図(縮尺は、100分の1から300分の1までとする。ただし、位置図にあつては、この限りでない。)
 - (2) 自転車等駐車場の配置図、平面図及び構造図(縮尺は、100分の1から300分の1までとする。)
 - (3) 前項第3号に規定する場合にあつては、当該土地等の所有権の取得又は当該土地等の使用貸借若しくは賃貸借を証する書面の写し
- 3 条例第20条第1項後段の規定による届出は、同条第2項の図書のうち、変更に係るものを添付した所定の自転車等駐車場変更届出書を提出して行わなければならない。

(自転車等駐車場の表示板の設置)

第10条 条例第14条、第15条又は第17条の規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場の入口付近の見やすい場所に、そこが自転車等駐車場である旨を記載した表示板を設置しなければならない。

(条例第15条第1項の規則で定める事務所)

第11条 条例第15条第1項の規則で定める事務所は、第2条各号に掲げる施設又は第13条に規定する施設の事務所(その店舗等面積が2,000平方メートル以下のものに限る。)とする。

(自転車等駐車場の駐車区画の規模)

第12条 条例第19条第1項の自転車等駐車場の自転車等1台当たりの駐車区画の規模は、次の各号に掲げる自転車等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、自転車等の駐車に係る特殊な装置(市長が安全上支障がないと認めるものに限る。)を設ける部分については、その規格によることができる。

- (1) 自転車 幅及び奥行きが、それぞれ、0.5メートル以上及び2メートル以上であること。
- (2) 原動機付自転車 幅及び奥行きが、それぞれ、0.8メートル以上及び2メートル以上であること。
- (3) 自動二輪車 幅及び奥行きが、それぞれ、1メートル以上及び2.3メートル以上であること。

(自転車等駐車場の設置の対象となる施設等)

第13条 条例別表(ア)欄に掲げる規則で定める施設は学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校(以下「専修学校」という。)及び同法第134条第1項に規定する各種学校(以下「各種学校」という。)の施設(事務所の用途に供する部分を除く。)とし、同表(イ)欄に掲げる規則で定める面積は400平方メートルとし、同表(ウ)欄に掲げる規則で定める面積は20平方メートルとする。

(店舗等面積)

第14条 条例別表に掲げる店舗等面積は、次の各号に掲げる施設の利用ごとに、当該各号に定める部分の床面積を合算したものとす。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗 売場、売場間の通路、ショーウインド、ショールーム、承り所、物品加工修理場及び市長がこれらに類すると認める部分
- (2) 銀行その他の金融機関 営業室、応接室、ロビー、ショーウインド及び市長がこれらに類すると認める部分
- (3) 遊技場 遊技室、景品交換所及び市長がこれらに類すると認める部分
- (4) 事務所 事務室及び市長がこれらに類すると認める部分
- (5) 専修学校又は各種学校 教室及び市長がこれらに類すると認める部分

第15条～第20条 (略)

○建築物における駐車施設の附置等に関する条例(抄) 制定：昭和43年4月1日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)の附置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、広島市内のうち駐車場整備地区(法第3条第1項の駐車場整備地区をいう。以下同じ。)、商業地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の商業地域をいう。以下同じ。)及び近隣商業地域(同号の近隣商業地域をいう。以下同じ。)並びに同号の第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域以外の同法第7条第1項の市街化区域(駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域を除く。以下「周辺地区」という。)に適用する。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 別表(ア)項に掲げる地区又は地域内において、同表(イ)項に掲げる面積が同表(ウ)項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表(エ)項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表(オ)項に掲げる面積で除して得た数を合計した数(建築物の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。))が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数に同表(カ)項に掲げる式により算出して得た数を乗じて得た数とし、1未満の端数があるときは、これを1に切り上げる。)に相当する駐車台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の用途に供する建築物に係るものにあつては、この限りでない。

(大規模な事務所の特例)

第4条 延べ面積が1万平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物については、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の延べ面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の延べ面積に0.6を、10万平方メートルを超える部分の延べ面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積を合計した面積に1万平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、前条本文の規定を適用する。

(自転車等駐車場の設置による特例)

第5条 前2条の規定により駐車施設を附置すべき者が、広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第14条、第15条又は第17条の規定により当該者に適用される同条例別表(ウ)欄の基準により算定した規模を超える規模を有する自転車等駐車場として市長が認めるものを設置するときは、当該自転車等駐車場のうち同欄の基準により算定した規模を超える部分の規模に0.2を乗じて得た規模(その規模に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた規模)に相当する台数を前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に算入することができる。

2 前項の規定により算入することができる駐車台数は、前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に0.1を乗じて得た駐車台数(その駐車台数に1台未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た駐車台数)を限度とする。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物の増築をしようとする者又は建築物の部分の用途の変更で当該用途の変更により特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕若しくは大規模の模様替(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。)をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第3条又は第4条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた駐車台数以上の規模を有する駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合)

第7条 建築物の敷地が、駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又はこれら以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなす。

(駐車施設の規模)

第8条 第3条、第4条又は第6条の規定により附置しなければならない駐車施設は、駐車用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、かつ、自動車(法第2条第4号に規定する自動車をいう。以下同じ。)を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条、第4条又は第6条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に0.3を乗じて得た駐車台数(その駐車台数に1台未満の端数があるときは、これを1台に切り上げた駐車台数)に係る駐車用に供する部分の規模については、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、特定部分を有する建築物にあつては、そのうち少なくとも1台分について、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設として幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認めた特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めた場合においては適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第9条 第3条、第4条又は第6条の規定により駐車施設を附置すべき者は、市長が当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の位置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を設けることが著しく困難又は不相当と認めた場合は、これらの規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設置することができる。この場合においては、第5条及び前条の規定を準用する。

(届出)

第10条 第3条、第4条若しくは第6条又は前条の規定により駐車施設を附置し、又は設置しようとする者は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知に併せて、当該駐車施設の位置、規模、構造その他必要な事項を所定の届出書により市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(適用除外)

第11条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物については、この条例の規定は適用しない。
 2 この条例の施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域又は周辺地区に指定された地域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6か月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更のための工事に着手した者については、第3条、第4条又は第6条の規定にかかわらず、当該地区又は地域の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第12条 第3条、第4条若しくは第6条又は第9条の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査させることができる。
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第14条 市長は、駐車施設の附置義務者が、第3条、第4条、第6条若しくは第8条若しくは第9条の規定に違反したとき、又は駐車施設の所有者若しくは管理者が第12条の規定に違反したときは、当該駐車施設の附置義務者又は所有者若しくは管理者(以下「管理者等」という。)に対して、期限を定めて駐車施設の附置又は設置、原状回復、使用禁止、使用制限その他是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 2 市長は、前項の規定により措置を命じようとするときは、管理者等に対して、その命じようとする措置を記載した措置命令書により行うものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第16条 第14条第1項の規定に基づく市長の命令に従わかつた者は、50万円以下の罰金に処する。
 2 第13条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。
 第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

別表(第3条関係)

(ア)	駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域			周辺地区
(イ)	特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に4分の3を乗じて得た面積を合計した面積			特定部分の延べ面積
(ウ)	1,500平方メートル			2,000平方メートル
(エ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)に供する部分	非特定部分	特定部分
(オ)	150平方メートル	250平方メートル	450平方メートル	250平方メートル
(カ)	$1 - (1,500 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ}) \text{ 項に掲げる面積} - 1,500 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積})$			$1 - (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}) / (2 \times \text{建築物の延べ面積})$

備考

- この表において、「非特定部分」とは、建築物の特定部分以外の部分をいう。
- この表の(イ)項の特定部分及び非特定部分並びに(エ)項に掲げる各部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含む。

【駐輪場・駐車場附置義務条例の届出窓口・お問い合わせ先】

- 駐輪場附置義務条例(「自転車等駐車場設置(変更)届出書」)

届出窓口・お問い合わせ先	電話番号
中区役所 建設部 維持管理課	082-504-2577
東区役所 建設部 維持管理課	082-568-7739
南区役所 建設部 維持管理課	082-250-8956
西区役所 建設部 維持管理課	082-532-0946
安佐南区役所 農林建設部 維持管理課	082-831-4948
安佐北区役所 農林建設部 維持管理課	082-819-3925
安芸区役所 農林建設部 維持管理課	082-821-4921
佐伯区役所 農林建設部 維持管理課	082-943-9738

- 駐車場附置義務条例(「駐車施設設置(変更)届出書」)

道路交通局 自転車都市づくり推進課 082-504-2349

【共同住宅型建築物(マンション等)の建築について】

広島市では、共同住宅型建築物の建築にあたり、良好な生活環境の確保を図ることを目的として「広島市共同住宅型建築物に関する指導要綱」(以下、「共同住宅型指導要綱」という。)を定め、建築主等の方に対して理解と協力を求めています。同要綱で、一定規模の共同住宅型建築物に対して、駐輪場・駐車場を設けるよう定めております。

駐輪場附置義務条例及び駐車場附置義務条例の規定により住戸以外のために設けた駐輪場・駐車場は、共同住宅型指導要綱で整備することとされている台数に含めることはできませんのでご注意ください。(共同住宅型指導要綱施行細目第5条第4項第3号)。

報告書等提出窓口・お問い合わせ先	電話番号
中区役所 建設部 建築課	082-504-2579
東区役所 建設部 建築課	082-568-7745
南区役所 建設部 建築課	082-250-8960
西区役所 建設部 建築課	082-532-0950
安佐南区役所 農林建設部 建築課	082-831-4953
安佐北区役所 農林建設部 建築課	082-819-3938
安芸区役所 農林建設部 建築課	082-821-4929
佐伯区役所 農林建設部 建築課	082-943-9745

広島市 道路交通局 自転車都市づくり推進課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL : 082-504-2349 FAX : 082-504-2379